

川崎市行財政運営に関する改革プログラム

2014(平成26)年3月

川 崎 市

はじめに

我が国においては人口減少が始まっている中、本市においては、当面は人口増加が見込まれますが、少子高齢化は確実に進展します。

また、日本経済は政策効果の発現などにより景気が緩やかに回復しておりますが、中長期的には生産年齢人口の減少に加えて環境・資源制約などの課題があり、さらに、国・地方の財政状況についても長期債務残高がGDPの2倍に達すると見込まれています。

このような厳しい社会経済状況においても、市民の皆様から寄せられる様々な課題を的確に解決するとともに、本市を取り巻く環境変化に機動的に対応し、川崎を幸せのあふれるまち、「最幸」のまちとしていくためには、メリハリのある行財政改革の取組により、効率的・効果的な行政体制や持続可能な行財政基盤を構築し、限られた財源や資源を最大限に活用していく必要があります。

「行財政運営に関する改革プログラム」は、これまでの行財政改革の取組や経過を踏まえて、切れ目のない改革の推進に向けて、公共サービスにおける民間部門の更なる活用や効率的な行政運営に向けた組織体制の整備を始めとした市役所の内部改革などについて、今後2年間の具体的な取組を明らかにするために策定いたしました。

今後、このプログラムに基づき、全職員が一丸となって不断の改革を計画的かつ着実に推進してまいりたいと考えておりますので、市政運営に対し、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

川崎市長 福田 紀彦

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1 現状と課題 | 1 |
| （1）人口の推移と少子高齢化 | 1 |
| （2）経済情勢と財政状況 | 3 |
| 2 策定の方向性 | 5 |
| 3 対象期間 | 5 |
| 第2章 多様な行政課題に対応する執行体制の構築 | 6 |
| 1 民間部門の活用 | 9 |
| （1）公の施設の管理運営 | 9 |
| （2）公共サービスの提供等 | 11 |
| 2 効率的・効果的な執行体制の整備 | 13 |
| （1）効率的・効果的な執行体制 | 13 |
| （2）区への分権 | 15 |
| 3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立 | 16 |
| （1）組織力の強化 | 16 |
| （2）給与制度及び福利厚生制度の見直し | 19 |
| （3）ICTの活用による行政運営の効率化 | 20 |
| （4）債権確保策の強化 | 21 |
| （5）戦略的な資産マネジメント | 23 |
| （6）入札・契約制度改革 | 25 |
| （7）資金の調達と運用の安定化・効率化 | 26 |
| （8）特別会計の健全化 | 27 |
| 4 公営企業の経営健全化 | 28 |
| （1）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業 | 28 |
| （2）自動車運送事業 | 30 |
| （3）病院事業 | 32 |
| 第3章 出資法人の経営改善の推進 | 34 |
| 1 出資法人の自立的な経営の促進 | 34 |
| 2 情報公開の充実に向けた取組 | 35 |
| 3 各出資法人の取組 | 35 |
| 第4章 今後取組を進めるべき課題 | 44 |
| 1 市民サービスの見直し | 44 |
| 2 公共施設における効率的な整備手法等の導入 | 45 |
| 第5章 財政運営の基本的な考え方 | 46 |
| 第6章 推進体制と進行管理 | 48 |

第1章 基本的な考え方

1 現状と課題

(1) 人口の推移と少子高齢化

我が国は、既に人口減少社会に突入しており、今後も人口減少は加速度的に進行し、急激に少子高齢化が進展します。

本市の人口は、これまで継続的に増加し、2013(平成25)年10月時点で144.8万人となっていますが、同時に65歳以上の老年人口の割合も上昇を続けてきました。

本市で実施した直近の将来人口推計によれば、今後、2030(平成42)年をピークに150.8万人まで増加を続け、その後、減少に転じ、2050(平成62)年には141.4万人まで減少すると想定されています。また、65歳以上の老年人口は2013(平成25)年の26.3万人から2030(平成42)年の33.9万人となり、人口に占める割合も18.3%から22.5%へと大きく上昇し、いわゆる超高齢社会を迎え、さらには、町丁単位や住宅団地等の狭い地域における著しい高齢化も懸念されています。

本市においては、少子高齢化の進展とともに、全国的には既に人口減少期を迎えている中で当面は人口増加が継続するという状況であり、やがて到来する人口減少に備えながら人口増加に対応していくという難しい取組を進めていく必要があります。

図表1 川崎市の人口の推移

| 年次 | 各年10月1日現在 | | | | | | | | | |
|------------|------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|-------------------------|------------------|---------------|------------|--|
| | 人 口 (人) | | | | | 構 成 比 (%) ¹⁾ | | | | |
| | 総 数 | 年少人口 0～14歳 | 生産年齢人口 15～64歳 | 老年人口 65歳以上 | うち75歳以上 | 年少人口 0～14歳 | 生産年齢人口 15～64歳 | 老年人口 65歳以上 | うち75歳以上 | |
| 昭和55年 | 1,040,802 | 238,647 | 743,092 | 58,238 | 17,068 | 22.9 | 71.5 | 5.6 | 1.6 | |
| 60年 | 1,088,624 | 219,529 | 794,913 | 74,060 | 23,822 | 20.2 | 73.0 | 6.8 | 2.2 | |
| 平成2年 | 1,173,603 | 193,536 | 883,707 | 93,798 | 33,702 | 16.5 | 75.5 | 8.0 | 2.9 | |
| 7年 | 1,202,820 | 173,707 | 907,801 | 120,373 | 43,107 | 14.5 | 75.5 | 10.0 | 3.6 | |
| 12年 | 1,249,905 | 170,670 | 923,655 | 154,704 | 56,705 | 13.7 | 73.9 | 12.4 | 4.5 | |
| 17年 | 1,327,011 | 174,264 | 957,712 | 194,176 | 78,412 | 13.1 | 72.2 | 14.6 | 5.9 | |
| 22年 | 1,425,512 | 185,571 | 988,540 | 237,298 | 104,665 | 13.1 | 70.0 | 16.8 | 7.4 | |
| 23年 | 1,430,773 | 186,166 | 989,158 | 241,346 | 110,341 | 13.1 | 69.8 | 17.0 | 7.8 | |
| 24年 | 1,439,164 | 187,135 | 986,038 | 251,888 | 115,886 | 13.1 | 69.2 | 17.7 | 8.1 | |
| 25年 | 1,448,196 | 188,019 | 983,224 | 262,850 | 121,003 | 13.1 | 68.6 | 18.3 | 8.4 | |
| (参考)全国 | 127,300,000 | 16,390,000 | 79,000,000 | 31,900,000 | 15,610,000 | 12.9 | 62.1 | 25.1 | 12.3 | |

(注) 昭和55年～平成22年は国勢調査人口。総数に年齢不詳が含まれているため、総数と人口の内訳の合計は一致しない。

全国値は総務省による推計人口概算値。

1) 構成比は、年齢不詳を除いて算出している。

出典：川崎市年齢別人口(2013(平成25)年11月)

図表 2 川崎市将来人口推計(表)

各年 10 月 1 日現在

| | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人口総数(人) | 1,327,000 | 1,422,300 | 1,472,400 | 1,492,000 | 1,500,700 | 1,508,200 | 1,499,900 | 1,476,300 | 1,448,100 | 1,413,800 |
| 男性(人) | 687,100 | 731,900 | 755,000 | 762,400 | 764,300 | 765,800 | 761,900 | 747,900 | 730,900 | 710,100 |
| 女性(人) | 639,900 | 690,400 | 717,400 | 729,600 | 736,400 | 742,400 | 738,000 | 728,400 | 717,200 | 703,700 |
| 0-14歳 | 174,200 | 187,500 | 191,200 | 186,200 | 172,800 | 162,600 | 157,600 | 154,700 | 152,500 | 147,100 |
| うち0-4歳(人) | 62,100 | 67,900 | 64,300 | 58,400 | 55,000 | 53,700 | 53,700 | 53,100 | 51,400 | 48,000 |
| 15-64歳 | 957,700 | 994,200 | 997,500 | 1,002,600 | 1,013,300 | 1,006,700 | 976,000 | 920,300 | 872,200 | 837,300 |
| 65歳以上(人) | 194,200 | 240,600 | 283,700 | 303,200 | 314,600 | 338,900 | 366,300 | 401,300 | 423,400 | 429,400 |
| うち75歳以上(人) | 78,500 | 104,400 | 127,900 | 152,000 | 177,400 | 186,000 | 187,100 | 189,900 | 213,400 | 240,800 |
| 0-14歳(%) | 13.2% | 13.2% | 13.0% | 12.5% | 11.5% | 10.8% | 10.5% | 10.5% | 10.5% | 10.4% |
| 15-64歳(%) | 72.2% | 69.9% | 67.7% | 67.2% | 67.5% | 66.7% | 65.1% | 62.3% | 60.3% | 59.2% |
| 65歳以上(%) | 14.6% | 16.9% | 19.3% | 20.3% | 21.0% | 22.5% | 24.4% | 27.2% | 29.2% | 30.4% |
| うち75歳以上(%) | 5.9% | 7.3% | 8.7% | 10.2% | 11.8% | 12.3% | 12.5% | 12.9% | 14.7% | 17.0% |

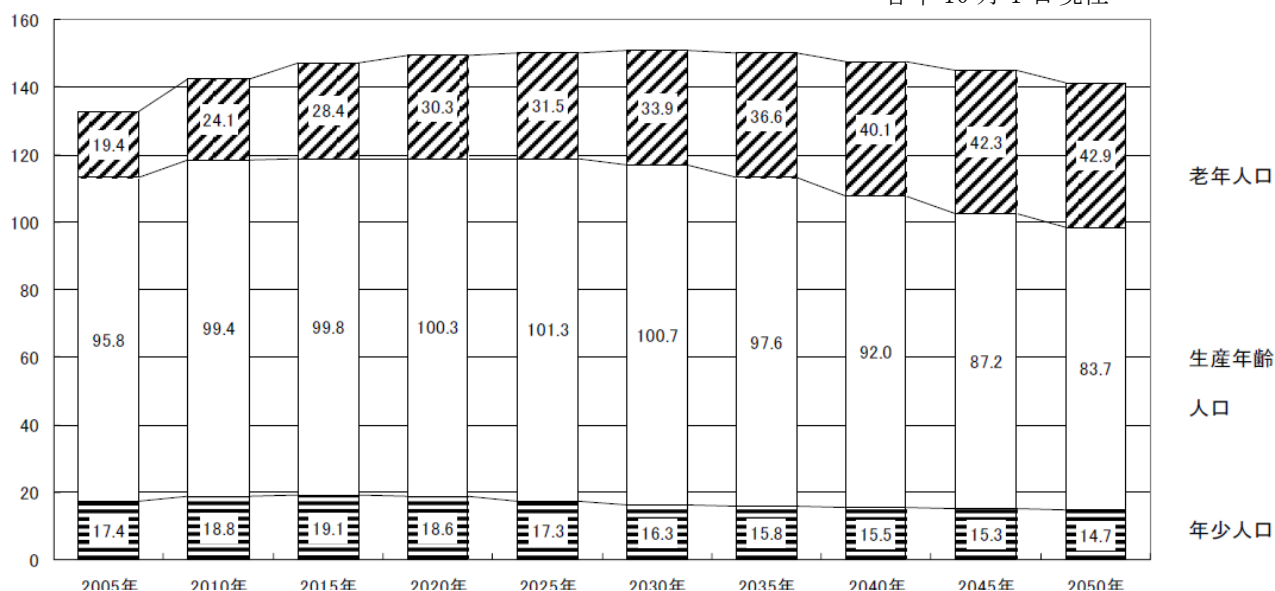
注: 2005年は実績値だが端数処理している。また合計値(男・女・計とも)には年齢不詳分を含む。

出典: 川崎市総合企画局(2010(平成 22)年 4 月)

図表 3 川崎市将来人口推計(グラフ)

(万人)

各年 10 月 1 日現在



出典: 川崎市総合企画局(2010(平成 22)年 4 月)

(2) 経済情勢と財政状況

日本経済は、政策効果の発現などにより景気が緩やかに回復していますが、中長期的には、生産年齢人口の減少に加えて環境・資源制約などから、厳しい経済環境にあります。

国の財政は、2014（平成 26）年度予算においては景気回復と消費税増税により歳入増が見込まれるものの歳出の 4 割以上を国債で賄っており、2013（平成 25）年度末には国及び地方の長期債務残高が GDP の 2 倍に達すると見込まれるという厳しい状況にあります。

こうした社会経済情勢の中で、本市の市税収入については、2014（平成 26）年度においてはようやく世界的な経済危機による過去最大の落ち込み以前の水準への回復が見込まれるものの、中長期的には人口減少社会に突入する中で、今後、大きく増加が見込める状況にはありません。

一方で、これまでの行財政改革の取組において、職員数の削減等により人件費は着実に減少していますが、就労支援等に取り組んでいるものの高齢者世帯の増加などにより生活保護扶助費は高止まりしており、また、保育需要への対応を図るための民間保育所運営費の増加などにより扶助費が増加していることから、義務的経費は増加傾向にあります。

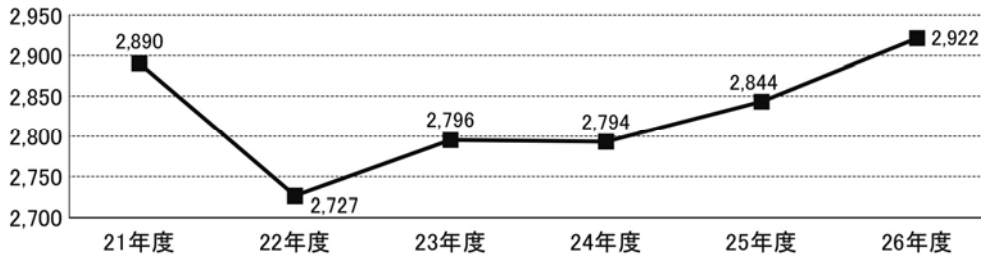
本市では、2010（平成 22）年度予算以降、減債基金からの借入れにより収支不足への対応を図っており、2012（平成 24）年度決算においては、固定資産税の評価替えの影響により市税収入が落ち込む中、扶助費を始め増大する行政需要にしっかりと対応したことなどから、減債基金から 67 億円（当初予算計上 95 億円）を借り入れたところです。

2014（平成 26）年度予算においては、市税収入が増加する中、組織体制の整備や事務事業の見直しを始めとする改革の取組や事業重点化等を進め、限られた財源を効率的・効果的に配分することにより、市民生活に必要な行政サービスを提供するとともに、減債基金からの新規借入れを計上せずに収支均衡を図ることができました。

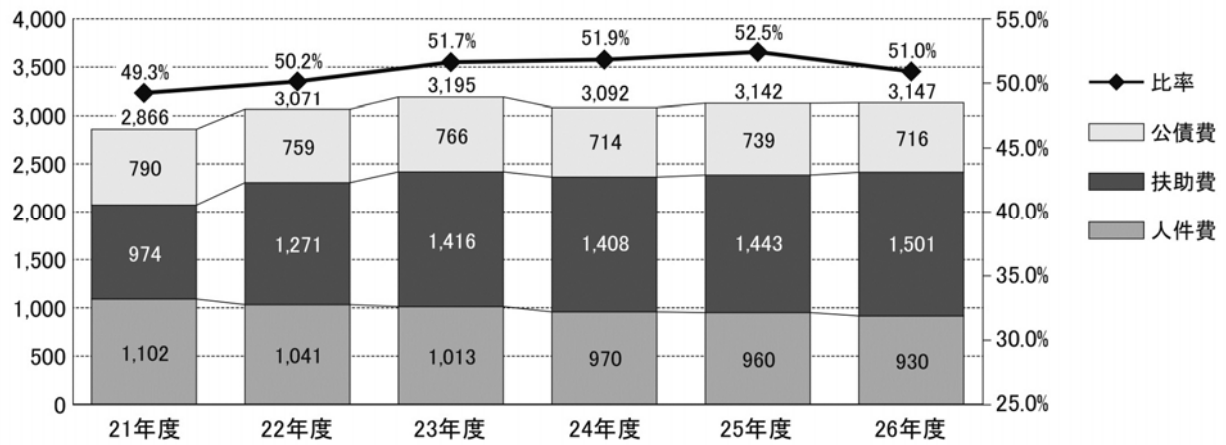
しかしながら、減債基金からの借入金の返済が将来的な課題として残っており、また、少子高齢化の一層の進展や、災害リスクの顕在化やエネルギー構造の転換等に伴い増大する行政需要に的確に対応していく必要があることなどから、今後とも本市財政は厳しい状況が続くものと見込まれます。

また、2014（平成 26）年 4 月からの消費税率引上げや社会保障制度の改革が本市財政にどのような影響を及ぼすのかについても引き続き注視していく必要があります。

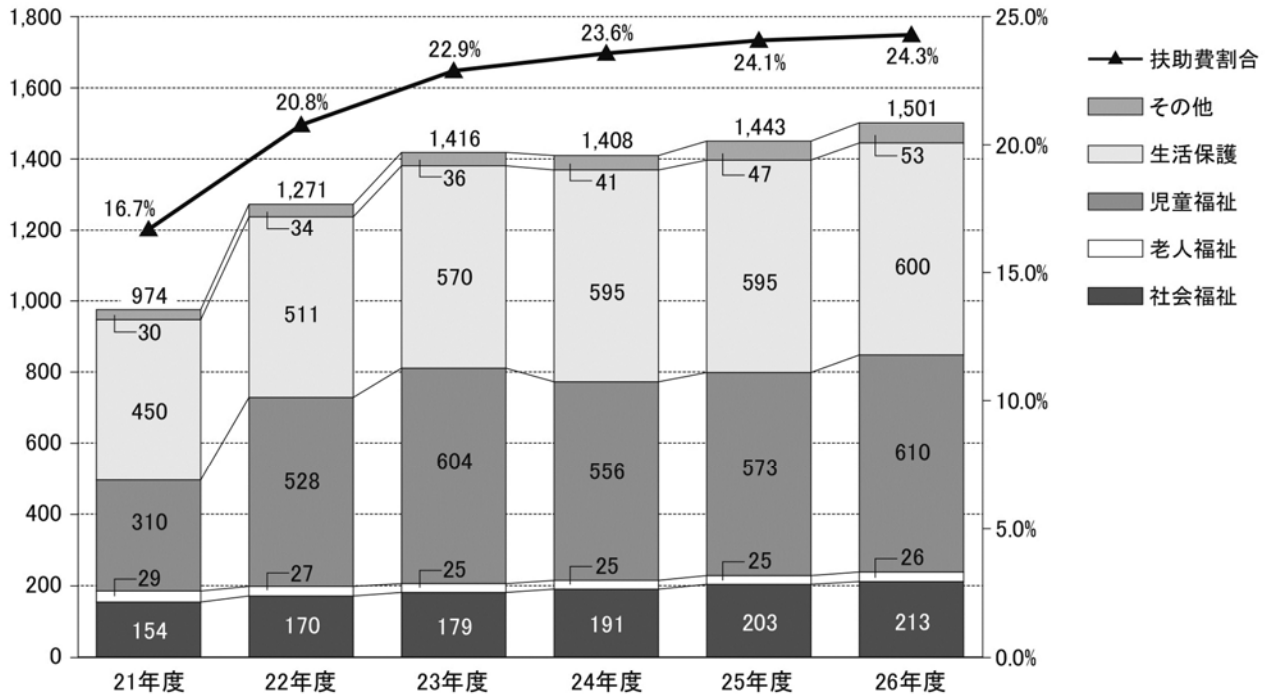
図表 4 市税収入の推移(当初予算)(単位:億円)



図表 5 義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合(単位:億円)



図表 6 扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移(単位:億円)



※端数処理(四捨五入)の関係で、合計額が一致しないことがあります。

2 策定の方向性

本市に求められる行政需要はこれまで以上に増大・多様化しており、こうした様々なニーズに的確に対応し、「最幸のまち」を実現していくためには、メリハリのある行財政改革により、効率的・効果的な行政体制や持続可能な行財政基盤を構築し、限られた財源や資源を最大限に活用することが不可欠です。

これまで、本市の行財政改革の取組は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との連携を図りながら進めてきましたが、今後、新たな総合計画の策定作業を進めるに際しては、「対話」と「現場主義」を基本に、徹底したプロセス重視と参加手法の積極的導入に向けて、十分な期間を確保する必要があります。

一方で、社会状況の変化に対応するため、これまでの取組や経過を踏まえて切れ目のない改革を推進する必要があることから、公共サービスにおける民間部門の更なる活用や効率的な行政運営に向けた組織体制の整備などの市役所の内部改革などについては、新たな総合計画の策定に先行して「行財政運営に関する改革プログラム」を策定することで、具体的な取組を明らかにし、全職員が一丸となって計画的かつ着実に推進していきます。

また、市民生活に直接影響がある市民サービスなどについては、改革の目的や効果を明らかにした上で、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら見直しを進める必要があることから、新たな総合計画の策定作業と連携して、行財政改革に関する計画として策定作業を進めていきます。

3 対象期間

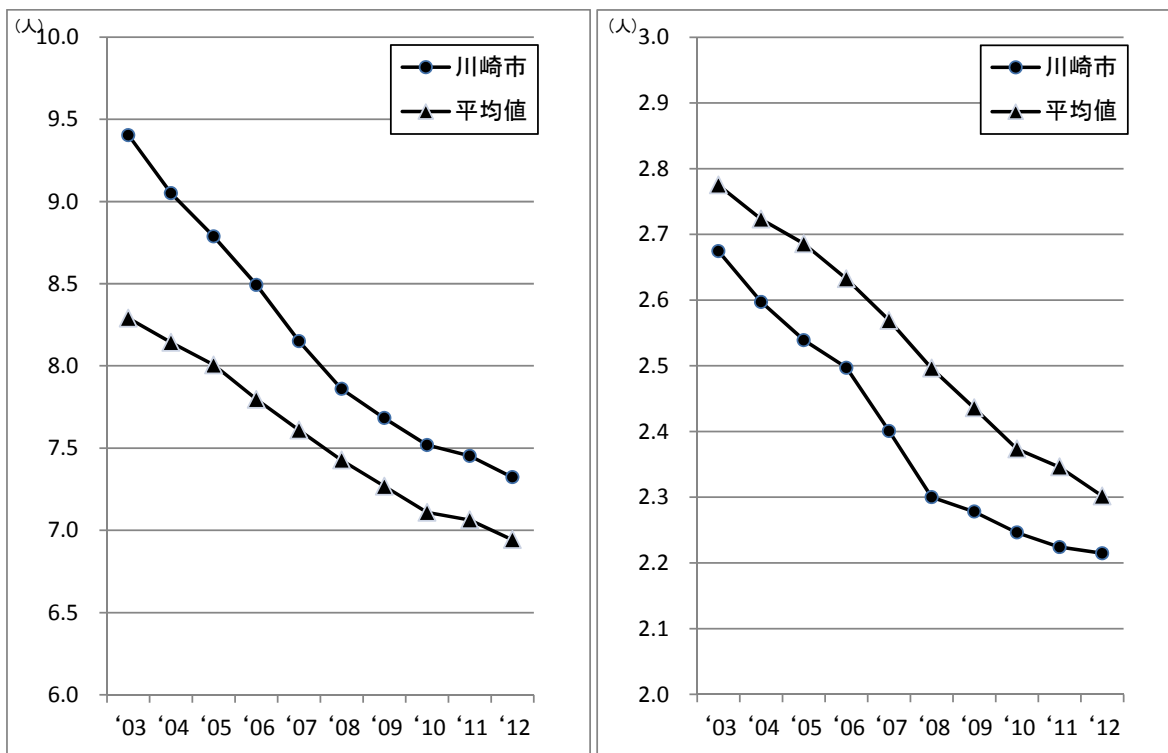
2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度の2か年とします。

第2章 多様な行政課題に対応する執行体制の構築

本市における2012（平成24）年度の「普通会計」部門¹における人口千人当たりの職員数は7.32人²であり、12都市³の平均値を上回っていますが、総務・企画、税務、土木などの「一般管理」部門については12都市の平均値を下回っています。

一方で、「保育所」部門や「清掃」部門については、高度成長の中で急増する市民サービスに対応するために保育所運営やごみ収集・処理等を直営により実施する必要があったことから多くの職員を配置してきました。これまでの行財政改革の取組による保育所の民営化や資源物収集業務の委託化等により着実に減少していますが、いまだに12都市の平均値を大きく上回っています。

図表7 人口千人当たり職員数（「普通会計」部門） 図表8 人口千人当たり職員数（「一般管理」部門）

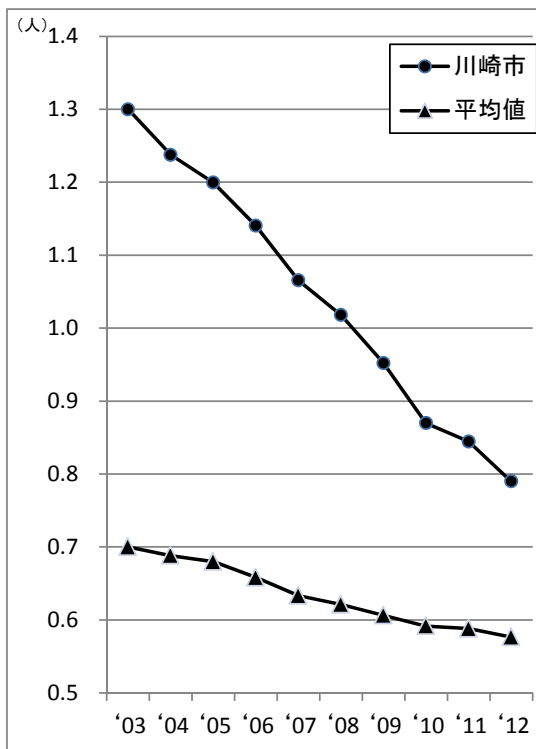


¹ 全会計のうち各都市によって異なる状況にある「公営企業等会計」を除いたもの

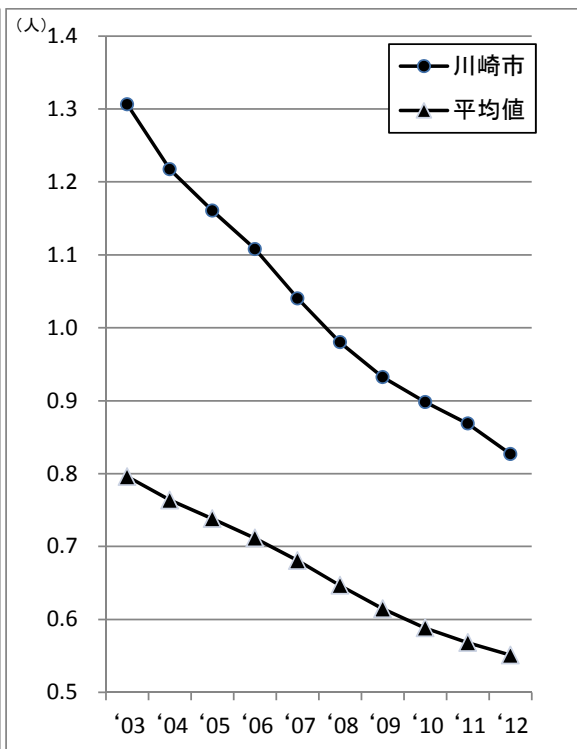
² 「地方公共団体定員管理調査（総務省）」から算出

³ 2003（平成15）年3月以前から指定都市であった札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市

図表 9 人口千人当たり職員数(「保育所」部門)



図表 10 人口千人当たり職員数(「清掃」部門)



今後、行政需要の多様化・高度化が進む中で、新たな行政需要や市民ニーズに的確に対応していくために必要な執行体制については充実を図る一方で、市場が成熟している分野における民間部門の活用や社会状況の変化等を踏まえた体制の見直しについては継続して推進するなど、効率的・効果的な行政体制を構築していく必要があります。

特に、「保育所」部門及び「清掃」部門については、当面10年程度の期間を目途に、次の考え方により計画的かつ重点的に執行体制の見直しを進めます。

○「保育所」部門

高まる保育需要や多様な保育ニーズに対応するとともに、効率的・効果的な保育所運営を構築するため、保育所の運営は民間部門による運営を基本とし、直営で運営している保育所は、保育需要の動向や施設の状況、サービス提供の担い手となる民間部門の状況、職員の退職動向等を考慮しながら、毎年5園から3園程度を順次民営化していきます。また、直営で運営している保育所について、各区につき3園を「新たな公立保育所」として位置付け、「地域における子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」及び「公・民保育所の人材育成」の3つの機能を担い、市全体の保育サービスの質の維持・向上を図ります。

○「清掃」部門

ごみ処理に係るコストが高く、改革効果が高い資源物収集業務については、民間部門によることを基本とし、引き続き委託化等の取組を進めていきます。

普通ごみ収集業務については、分別排出指導の徹底、非常時におけるライフライン、サービスの質を維持するモニタリング機能等を確保しつつ、資源物収集業務の委託化等の進捗を踏まえ、民間部門の活用について検討を進めることとし、将来的な執行体制については、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況が把握可能な体制の維持を前提に、担い手となる民間部門の育成を図りながら検討していきます。

ごみ処理業務については、焼却ごみ量の削減を進める中で、現在4か所の焼却処理施設を3か所にするとともに、運転操作業務については、危機管理やモニタリング体制の確保の観点を踏まえながら、引き続き委託化に向けた検討を進めます。

1 民間部門の活用

公の施設の管理運営における指定管理者制度の導入など、規制緩和・民間開放の流れの中で、全国的にも公共サービスにおける民間部門の活動領域は拡大傾向にあり、また、公共サービスの担い手として、民間企業だけではなく、市民団体やNPO法人などの多様な提供主体が着実に成長を遂げています。

このような状況下においては、行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、事業目的を明確化し、必要なサービスの水準を設定した上で、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められています。

法令上の制限や市民の生命・安全に関する危機管理・緊急対応の必要性を踏まえながら、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟度などの社会経済情勢の変化に合わせ、それぞれのサービスにおける「公」の責任や関与の明確化を図り、「公」と「民」との適切な役割分担を構築することで、公の施設の管理運営体制の見直しや公共サービス提供における民間部門の活用などの民間活力の導入を図ります。

なお、指定管理者制度については、市民サービスが安定的かつ継続的に提供されることを前提として、外部の有識者で構成される民間活用推進委員会を活用し、サービスの質の向上や財政的な効果の見込みについて施設ごとに検証した上で導入を検討するとともに、民間事業者の力を最大限活用し、市民サービスの向上や管理運営経費の縮減などを図っていけるように運用の見直しを行います。

(1) 公の施設の管理運営

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------------|---|
| 保育所の民営化 | 市が直接運営する既存保育所のうち一部を「新たな公立保育所」として位置付け、地域における子ども・子育て支援などを担うこととし、それ以外の保育所については、施設の老朽化や保育需要の増大・多様化などを踏まえながら、引き続き民営化を進めます。(2015(平成27)年度: 3園、2016(平成28)年4月: 4園) |
| 北部地域療育センターへの指定管理者制度の導入 | 北部地域療育センターの管理運営について、指定管理者制度を導入します。(2015(平成27)年度) |

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------------------------|---|
| (仮称)小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備・管理運営体制の構築 | (仮称)小杉町二丁目地区コンベンション施設について、オープンイノベーションの促進のための交流拠点として整備し、市民利用を含めたニーズに適切に応えられるよう柔軟性のある施設運営を図るとともに、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めます。 |
| 産学交流・研究開発施設の整備・管理運営体制の構築 | 新川崎・創造のもり第3期第2段階事業における産学交流・研究開発施設について、民間部門の活用を基本とした整備及び管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。 |
| 北部市場の管理運営体制の見直し | 中央卸売市場北部市場について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 |
| リハビリテーション福祉・医療センターの管理運営体制の再構築 | <p>リハビリテーション福祉・医療センターについて、各施設の再編整備に合わせて、管理運営体制の再構築を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)井田日中活動センター(現めいぼう及び社会参加支援センター)への指定管理者制度の導入(2016(平成28)年4月) ・(仮称)井田地域生活支援センター(現生活訓練支援センター)への指定管理者制度の導入(2016(平成28)年4月) ・(仮称)こども心理ケアセンターの民間部門による施設整備及び管理運営(2015(平成27)年度) |
| 地域リハビリテーションセンター管理運営体制の構築 | <p>あらゆる障害に対して相談できる地域に根差した専門的相談機関として、地域リハビリテーションセンターを市内3か所に整備するとともに、在宅支援機能や併設機能(日中活動系サービス等)については、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中部リハビリテーションセンターへの指定管理者制度の導入(2016(平成28)年4月) ・(仮称)南部リハビリテーションセンターへの民間部門を活用した管理運営の導入の検討 |
| わーくすの管理運営体制の見直し | わーくすについて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた検討を進めます。 |
| 休日急患診療所運営体制の見直し | 休日急患診療所について、市民の身近な初期救急医療機関として、患者ニーズに的確に対応できる良質な医療サービスを提供するとともに、患者状況に応じた柔軟かつ効率的な運営を確保するため、民間部門の更なる活用を基本に、管理運営手法の見直しに向けた検討を進めます。 |
| 公園緑地の管理運営体制の再構築 | 公園緑地の管理運営について、等々力緑地等の大規模公園や身近な公園の特性に応じて、指定管理者制度の導入や市民協働の推進など様々な手法による管理運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 |

| 具体的な取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 富士見公園の管理運営体制の再構築 | 富士見公園の管理運営について、川崎富士見球技場を含め、段階的に指定管理者制度の導入を進めます。(2015(平成27)年度) |
| 多摩川河川敷の管理運営体制の構築 | 多摩川河川敷の管理運営について、等々力・丸子橋地区の再編整備と合わせて、指定管理者制度など、民間活力を導入することを基本に検討を進めます。 |
| 川崎港コンテナターミナルの管理運営手法の見直し | 川崎港コンテナターミナルについて、三港連携による港湾運営会社の設立に向けた検討状況を踏まえ、効果的な管理運営手法の導入に向けた検討を進めます。 |
| 港湾緑地等の管理運営体制の見直し | 川崎港内全体の港湾緑地等の管理運営も視野に入れた「(仮称)川崎港緑化基本計画」を策定し、港湾緑地等の管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 |
| 教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し | 教育文化会館・教育文化会館分館・市民館・市民館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 |
| 図書館等の管理運営体制の見直し | 図書館・図書館分館について、管理運営体制の見直しに向けた取組を進めます。 |
| 指定管理者制度の運用の見直し | 指定管理者のノウハウの蓄積や中長期的な計画による事業執行、人材の確保・育成、雇用の安定などの観点から、事業者の募集方法など、施設特性に応じて募集条件の設定の考え方を見直します。また、指定管理料について、指定管理者のインセンティブを維持させつつ、収支の適正化を図る仕組みを構築します。 |
| 指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し | 福祉施設等の指定管理者制度導入施設について、公設の土地・建物の譲渡・貸付やインセンティブの導入により担い手を確保し、業務の継続性を担保しつつ、民営化への移行に向けた取組を進めます。 |

(2) 公共サービスの提供等

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------------|--|
| 守衛業務の見直し | 守衛業務について、議会守衛業務も含め、委託化等、民間部門の活用に向けた検討を進めます。 |
| 区行政サービス総合案内業務の委託化 | 守衛業務や電話交換業務等を統合した区役所の総合案内業務について、委託化に向けた検討を進めます。 |
| 地域子育て支援センター事業の運営手法の見直し | 市が直接運営する地域子育て支援センターについて、引き続き委託化等の民間部門の活用に向けた取組を進めます。 |

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 競輪事業の運営手法の見直し | 競輪事業の運営手法について、施設の再整備と合わせて、包括的な外部委託等の民間部門の活用に向けた検討を進めます。 |
| 廃棄物収集業務の委託化 | 空き缶・ペットボトルの収集業務について、モニタリング等の管理監督体制を確保しながら、段階的な委託化に向けた取組を進めます。 |
| 廃棄物処理施設運転操作業務の委託化 | 処理センターの運転操作業務について、3 処理センター体制の安定稼働の状況や、2012（平成 24）年度に一部委託化した王禅寺処理センターのモニタリング結果及び他都市の動向等を検証した上で、委託化に向けた検討を進めます。 |
| リサイクルパークあさお資源化処理施設管理運営業務の委託化 | 2015（平成 27）年度に完成予定のリサイクルパークあさおの資源化処理施設及び同施設内に整備されるプラザ棟の管理運営業務について、稼働開始時から一体的に民間事業者へ委託します。（2016（平成 28）年 4 月） |
| 設計・監理業務執行体制の見直し | 公共建築物や市営住宅の設計・監理業務について、引き続き民間部門や公社の活用に向けた取組を進めます。 |
| 土地区画整理事業補償業務執行体制の見直し | 登戸土地区画整理事業に係る補償業務について、民間部門の活用による効果を検証し、事業の進捗に対応した執行体制の見直しに向けた取組を進めます。 |
| 市民救命士養成事業の委託化 | 市民救命士養成事業について、講習会の開催等の委託化に向けた取組を進めます。 |
| 中学校完全給食実施に向けた取組 | 中学校給食について、民間活力をいかしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい給食の全校実施に向けた取組を進めます。 |
| 小学校等給食調理業務の委託化 | 小学校等給食調理業務について、引き続き委託化を進めます。 |

2 効率的・効果的な執行体制の整備

(1) 効率的・効果的な執行体制

民間的な発想により市民感覚を持ちながら新たな行政需要に的確かつ迅速に対応していくための効率的な執行体制の整備を進めるとともに、社会状況の変化等を踏まえ、既存の組織についての適正な組織規模や職員配置のあり方を常に検証し、簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制の整備を進めます。

さらに、現在、地方自治体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うことを可能とするため、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲など、地方分権改革が進められており、地域の実情に応じた条例の制定などの地域の自主性を高める取組とともに、事務事業の円滑な実施に向けた効率的・効果的な執行体制の構築などを着実に進めていきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 庁用自動車運転業務執行体制の見直し | 庁用自動車運転業務について、行政事務遂行上の機動力を確保しつつ、引き続き職員配置の見直しを進めます。 |
| 証明書郵送交付業務・戸籍入力業務の集約化 | 住民票等の証明書郵送交付業務と戸籍入力業務について、集約化に向けた取組を進めます。 |
| 効果的な情報戦略に向けた執行体制の整備 | 戦略的な情報発信によるシティセールスや双方向のコミュニケーションなど、効果的な情報戦略を推進するため、執行体制の整備に向けた取組を進めます。 |
| スポーツ施設の管理体制の再構築 | 各局区が所管する屋内・屋外スポーツ施設について、スポーツ施策の総合的な推進の視点から効果的な管理体制の構築に向けた取組を進めます。 |
| 市民ミュージアムの機能強化に向けた取組 | 市民ミュージアムの魅力向上を図るため、「取組方針」に基づき、管理運営手法の見直しを含めて、機能強化に向けた取組を進めます。 |
| 子ども・子育て支援施策の充実に向けた執行体制の整備 | 生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために、執行体制の強化に向けた取組を進めます。 |
| 待機児童ゼロ対策に向けた執行体制の整備 | 待機児童ゼロ達成に向け、こども本部に待機児童ゼロ対策室を設置するとともに、区役所における執行体制を整備しており、今後の進捗状況を踏まえ、2015（平成27）年度から開始される子ども・子育て支援新制度への対応と合わせて、適切な執行体制の整備に向けた取組を進めます。 |

| 具体的な取組 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 循環型社会に対応した廃棄物処理体制の構築 | <p>資源物の分別収集の拡充等によるごみの減量化を推進するとともに、現在4箇所ある焼却処理施設のうち橋処理センターを休止し、3処理センター体制を構築します。</p> <p>あわせて、3処理センター体制に対応する鉄道輸送を含めた効率的・効果的な収集体制を構築します。(2015(平成27)年度)</p> |
| 循環型社会に対応した廃棄物収集体制の構築 | <p>分別収集品目の拡大や普通ごみ収集の週2回への変更等、3Rを基調とした循環型社会の構築に向けた施策を円滑に推進するため、より小型の収集車による狭隘地等への収集を含む効率的・効果的な収集体制の構築に向けた取組を進めます。</p> |
| 廃棄物収集車整備業務等執行体制の見直し | <p>生活環境事業所の車両整備業務、処理センターの焼却灰運搬業務、入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務、加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務及び浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務について、引き続き退職動向等に合わせて非常勤化を進めます。</p> |
| 地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備 | <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健福祉センターの役割を含め、保健・福祉・医療における在宅支援施策を一体的に検討・推進するとともに、効率的・効果的な執行体制の整備に向けた取組を進めます。</p> |
| 福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し | <p>生活保護業務について、適正実施の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、生活保護・自立支援対策方針の進捗も踏まえつつ、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。</p> |
| 保健福祉センター健康診断事業執行体制の見直し | <p>保健福祉センターにおいて実施している健康診断事業について、一般健康診断、事業所健康診断及び結核健康診断の事業見直しの進捗に合わせて、執行体制の見直しに向けた取組を進めます。</p> |
| 地域保健対策業務執行体制の再構築 | <p>多様化・高度化する市民ニーズや今後の高齢化の進展などを見据えた地域保健対策の展開と、健康危機管理や保健・医療・介護施策などの関連施策の連携強化を図るため、効率的・効果的な事業執行体制について検討を進めます。</p> |
| 動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し | <p>動物愛護センターについて、再編整備に合わせて、民間部門の活用や市民団体等との連携・協働の推進など、効率的・効果的な事業執行手法の見直しに向けた検討を進めます。</p> |
| 県費負担教職員制度の見直しへの対応 | <p>学校の設置者である川崎市自らが学校の実情に即した教職員配置や学校運営を行うことが可能となるよう、市立小学校・中学校・特別支援学校の学級編制基準、教職員定数の決定、教職員給与負担等の事務・権限の移譲に向けた取組を進めます。</p> |
| 学校用務業務執行体制の見直し | <p>学校用務業務について、引き続き退職動向等に合わせて非常勤化を進めます。</p> |

(2) 区への分権

持続可能な「最幸のまち」を目指し、「成長と成熟の調和」を実現していくためには、市民や企業等の多様な主体が地域の中で協力して支え合っていく取組が必要です。

このような地域における「自助」・「共助」の取組を育みながら、必要な「公助」を着実に提供していくためには、市民と直接触れ合い、市民生活に近い区役所が責任と権限を持ち、地域の課題を解決していけるようにしなければなりません。

今後、市民や議会の意見を聴きながら、区役所が担うべき役割の調査・検討を通じて、身近な課題は身近な所で解決するという「補完性の原則」の観点から、これからの区役所のあり方を明らかにし、自ら課題を解決することができる責任と権限を持った区役所とするため、予算や権限の移譲を行うなどの更なる権限強化に向けた取組を進めることで、区ごとに異なる特色をいかし、地域に根付いたまちづくりを実践していきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 区役所の権限強化に向けた取組 | 身近な課題は身近な所で解決するという「補完性の原則」の観点から、これからの区役所のあり方を明らかにし、予算や権限の移譲を行うなどの権限強化に向けた取組を進めます。 |
| 市民等による地域課題の解決を支援する執行体制の構築 | 地域コミュニティの活性化や市民活動の支援の方策、シニア世代の健康の維持・増進や子育て支援のあり方等について調査・検討しつつ、身近な課題を市民や企業等が地域の中で協力して解決するまちづくりの実践に向けて、区役所における新たな地域への支援体制を構築します。 |
| 支所・地区健康福祉ステーションの機能再編 | 川崎区役所庁舎の移転・整備の検討と合わせて、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき、支所の機能再編と地区健康福祉ステーションの区役所への集約について、検討を進めます。 |
| 連絡所の機能再編 | 柿生連絡所について、「柿生連絡所機能再編計画」に基づき、有人窓口による証明書発行体制の見直しを行い、耐震化工事実施後、地域課題の解決に向けた事業実施の場としての施設へ機能再編を行います。(2015(平成 27) 年度) |

3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立

(1) 組織力の強化

本市においては、これまで、2012（平成24）年3月に策定された「第3次川崎市人材育成基本計画」に基づき、職員の意識改革や自発的な能力開発の取組の充実・強化と将来的な本市の人材育成及び組織力強化に向け、一般職員に「キャリアステージ」を設定し、研修や人事異動等の人事管理全般において共通した取組を行い、段階に応じたきめ細かい育成を推進してきました。

今後も、本市職員を、市民感覚と市民目線を持って地域の課題を自分たちで解決し、前例にとらわれることなく柔軟に発想し、工夫することができる職員として育成する必要があります。

そのための方策として、人材育成基本計画の見直しを図り、従来から進めてきた職員の育成と、職員提案制度などの意識改革の取組をより一層推進することにより、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想、チャレンジ精神や徹底したコスト感覚、スピード感を持って課題解決に取り組むことのできる人材の育成を進めていきます。

また、人事評価制度においては、職員の業績を目標管理の手法を用いて評価する制度を取り入れることにより、職員の主体的な職務遂行を促し、職務に対する意欲を高めて、組織目標の効果的な達成を図るなど、一定の成果を挙げてきました。今後は、業績評価だけでなく、業務遂行におけるプロセスなども重視し、人事評価制度の見直しを行っていきます。

こうした取組により、職員が市民の多様なニーズを踏まえ、変化に迅速に対応し、様々な課題を的確に解決していけるように、人材育成の推進を図るとともに、こうした職員の能力を最大限に発揮させ、職員の能力を結集し、組織として課題に対応できるよう、組織機構の見直しや職員の能力が十分に発揮できる環境づくりなど、組織力の強化に向けた取組を進めていきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------|---|
| 計画的な人材育成 | <p>様々な課題に対して、的確かつ迅速に対応できる職員を育成していくため、人材育成に関する方針を策定し、人事異動や昇任、職員研修など、庁内関係部署の連携が図られた人事管理の下で、職員個々の状況や段階に応じた計画的な職員の育成に向けた取組を推進します。あわせて、キャリア形成への支援など、職員一人ひとりの仕事に対するやる気と働きがいの向上につなげる取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する方針の策定 ・能力・実績を踏まえた人材の登用及び適材適所の人事配置 ・職員のキャリアステージに対応した効果的な集合研修やキャリア形成の醸成に向けた研修とOJT（職務遂行を通じた人材育成）の推進による若手・中堅職員の育成 ・専門性の高い職域における技術・技能の継承に向けた取組の推進 ・専門性や専任制を重視した複線型人事制度の適正な運用 ・女性職員の職域拡大や積極的な登用の推進に向けた取組の推進 ・業務遂行におけるプロセスなども重視した人事評価制度の見直し ・職員一人ひとりが高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律を確保するための意識啓発や注意喚起等の取組の推進 ・多様で有為な人材の確保 |
| 組織マネジメント向上に向けた取組 | <p>組織の目標達成に向けて、組織を効果的に運営していくため、管理監督者のリーダーシップの下で職員の能力を十分に発揮させながら、組織全体で能率よく仕事を進めていけるよう、組織力の強化に向けた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップの発揮、コーチングスキルの獲得、リスクマネジメントなど管理監督者のマネジメント力の向上に向けた研修の実施 ・人事評価制度における評価者の評価スキルの向上に向けた研修の実施 ・意思決定の迅速化、事務効率の向上、責任所在の明確化等の視点に基づく組織機構の見直し |

| 具体的な取組 | 内容 |
|----------------------------|--|
| <p>職員の能力が十分に発揮できる環境づくり</p> | <p>職員が職務遂行に当たり能力を十分に発揮するため、また、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、職場環境を整備するとともに、生き生きと風通しのよい市役所づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの市政に対する主体的な意識や事務改善・企画立案に積極的に取り組む意識の醸成に向けた取組の充実 ・身体障害者の新たな配置可能職場の検討と知的障害者チャレンジ雇用の拡充、障害者が働きやすい環境の整備 ・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止に向けた取組の推進 ・「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」・「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 ・これまでの取組結果の検証を踏まえた「次期次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定 |

(2) 給与制度及び福利厚生制度の見直し

これまで、給与制度については、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するために給与構造の見直しを実施するとともに、社会経済情勢の変化に合わせて、給料水準の引下げや退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、福利厚生事業に対する公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

しかしながら、国においては、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う、段階的な定年の引上げも含めた雇用と年金の接続のあり方についての検討や、給与制度の総合的な見直しなどの行政改革、公務員制度改革の取組などが進められることとされるなど、公務員をとりまく状況は大きく変化しつつあります。

今後もこうした変化に適切に対応しながら、市民の理解が得られる給与制度や福利厚生制度とするため、引き続き見直しに取り組みます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------|--|
| 給与制度の見直し | 給与制度について、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく制度として確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度を始めとする給与構造の見直しの検討を引き続き行います。給与水準については、市内民間事業所や国、他都市の状況等を踏まえて、適切な水準の確保に引き続き取り組みます。特殊勤務手当などの諸手当についても、業務実態や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、各手当の趣旨を勘案した見直しに引き続き取り組みます。 |
| 福利厚生事業の見直し | 市が実施する厚生事業、安全衛生・健康診断事業、健康管理事業及び職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、事業の見直しに引き続き取り組みます。 |

(3) ICTの活用による行政運営の効率化

本市ではこれまで、「第2次情報化基本計画」に基づき、市民サービスの向上や行政事務の効率化などを目的に、様々な情報化施策の推進に取り組んできたところです。

現在の急速な情報化の進展や市民ニーズの多様化に対応するため、ICT（情報通信技術）の動向や国の新たなICT戦略などを踏まえ、市民サービスの向上や行政事務の効率化などに向けた情報化施策の推進に引き続き取り組むとともに、地域の活性化や新たなサービスの提供などにつながる取組についても推進していきます。

また、2013（平成25）年5月に社会保障・税番号関連四法が成立し、社会保障・税番号制度が導入されることとなり、2015（平成27）年度から個人番号の利用が開始されるため、全庁的な体制の下で諸課題を検討し、個人番号カードの交付、システム改修、個人番号の活用など、制度導入に向けた取組を的確に進めます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|---------------------|--|
| 新たな情報通信技術を活用した取組の推進 | 情報通信技術の進展を踏まえ、市民サービスの向上や行政事務の効率化、市民参加や協働の促進、地域の活性化や課題解決、新サービスの提供などに向け、ICTの活用を更に進めます。 |
| 社会保障・税番号制度導入に向けた取組 | 公正な給付と負担の確保、市民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目的として、個人番号カードの交付・普及、関連システムの改修、番号制度の活用などを進めます。 |

(4) 債権確保策の強化

本市財政が厳しい状況にある中で、市民負担の公平性を図るとともに持続可能な財政構造を構築するために、市税については、収入率や収入未済額の目標を設定するなど、市税収入確保策を実施し、徴収強化と滞納債権の縮減への取組に努めた結果、収入率が向上するとともに、国から地方への税源移譲により増加してきた収入未済額は、2009（平成 21）年度をピークに減少に転じるなどの成果を挙げています。

また、税外債権については、全庁を挙げて滞納債権対策の取組を進めた結果、2008（平成 20）年度をピークに、2009（平成 21）年度以降、年々、滞納債権額が減少しており、特に、国民健康保険料については、初期未納対策とともに滞納処分の強化に努めた結果、収入率の向上と滞納債権の縮減に一定の成果を挙げています。

今後においても、より一層の収入率の向上と滞納債権の縮減を目指して、市税については、引き続き、納付機会の拡大などを図るとともに「市税収入確保対策本部」を中心とした滞納整理の取組を推進することとし、また、税外債権については、適正な債権管理を図るため 2013（平成 25）年度に制定した川崎市債権管理条例に基づき、新たに「川崎市債権対策本部会議」と「債権対策推進室」を設置するなど、効果的・効率的な体制の下で、債権管理の適正化と滞納債権対策の取組を推進していきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|---------|--|
| 市税 | 債権差押えや動産差押え及びインターネットを利用した公売を含む従来からの収入確保策に加え、早期の税収確保のため、初期未納対策として民間委託による納税お知らせセンターを活用するなどの取組により、徴収の強化を図るとともに、収入率（2012（平成 24）年度：96.8%）を 97.1%にすることを目指します。 |
| 国民健康保険料 | 負担の公平性と収入率の向上を図るため、組織の機能強化を行うとともに、民間委託によるコールセンターの機能拡充や訪問収納を全市域に導入し、効果的な収納対策を実施します。また、初期未納対策及び滞納処分の強化を図り、現年度分の収入率（2012（平成 24）年度：90.0%）の向上と、滞納債権の縮減を目指します。 |
| 介護保険料 | 負担の公平性と着実な収入確保の観点から、滞納処分の強化を図ります。また、保険料の収入率（2012（平成 24）年度：95.2%）の向上に向けて、収納対策の取組を強化します。 |

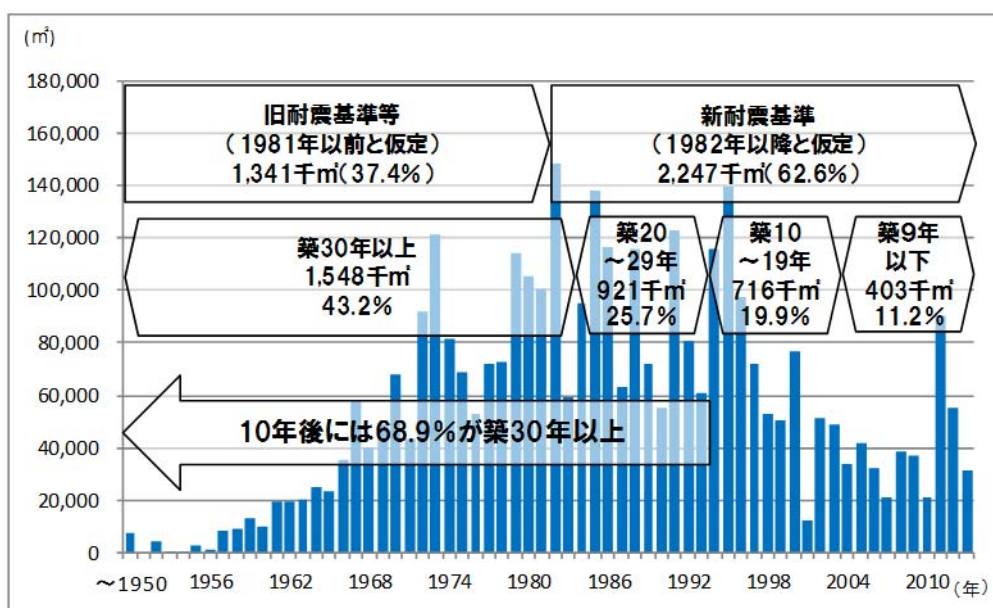
| 具体的な取組 | 内容 |
|---------|---|
| 保育料 | <p>保育サービス利用に係る負担の公平性の観点から、収納対策の取組を強化し、収入率（2012（平成 24）年度：97.1%、うち現年度分：99.0%）の向上を目指します。</p> |
| 市営住宅使用料 | <p>長期滞納者への法的措置を含めた対応を行うとともに、初期未納者に対する対応の強化を図ることで現年度分の収入率（2012（平成 24）年度）：98.7%）を 99.2%とし、滞納債権の縮減を目指します。</p> <p>また、民間活用等の手法により退去滞納者対策の更なる推進を図ります。</p> |

(5) 戦略的な資産マネジメント

本市公共建築物について、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、図表 11 に示すとおり、10 年後にはその約 7 割が築 30 年以上となることなどにより、施設老朽化に伴う財政負担の増大・集中が懸念されます。

また、将来人口推計に見られる本格的な少子高齢社会の到来等による行政ニーズの変化など、本市資産を取り巻く状況は将来にわたり大きく変化することが想定されます。

図表 11 本市公共建築物の建築年別床面積

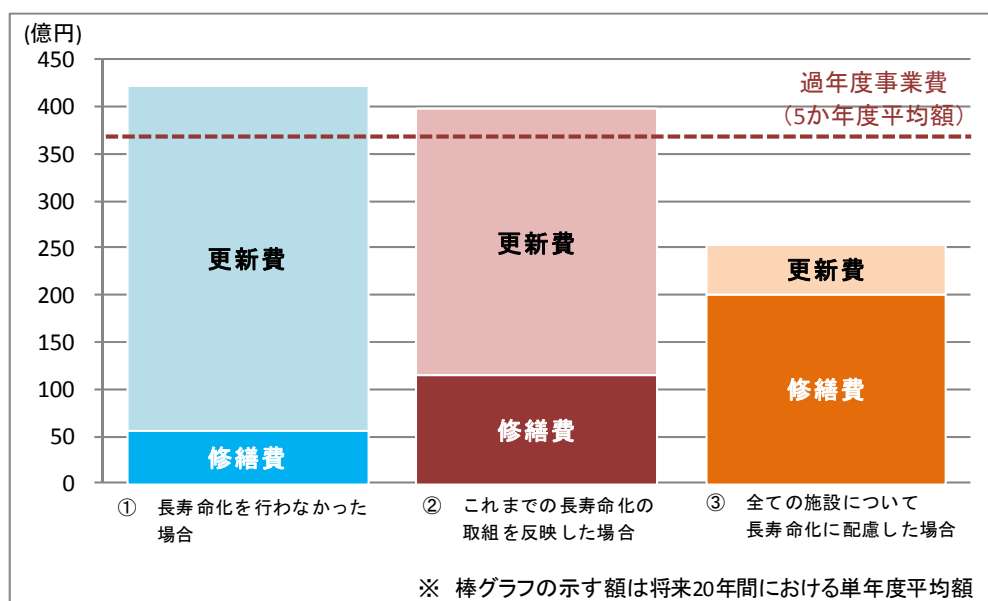


今後も引き続き見込まれる厳しい財政状況の中、こうした変化に的確に対応していくため、本市では、これまで大規模施設を中心とした長寿命化等の資産マネジメントの取組を推進してきました。

図表 12 は、本市公共建築物について、新設は考慮しない等の一定の前提条件の下、「①長寿命化を行わなかった場合」、「②これまでの長寿命化の取組を反映した場合」、「③全ての施設について長寿命化に配慮した場合」の3つのパターンにおいて、2014 (平成 26) ～2033 (平成 45) 年度の 20 年間の修繕・更新にかかる将来事業費と、過年度事業費の比較を行ったグラフですが、「②」においても将来事業費が過年度事業費を下回るには及ばず、これを可能とするためには、「③」のとおり、長寿命化の対象範囲を拡大し、全ての公共建築物について長寿命化に配慮していくことが必要となります。

図表 12 修繕・更新費の将来 20 年間の見通し(過年度事業費との比較)

(2014(平成 26)年度～2033(平成 45)年度)



したがって、資産マネジメントの取組を更に拡大していくための 2013（平成 25）年度策定の「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第 2 期取組期間の実施方針）」に基づき、市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等における個別の長寿命化計画とも連携した施設の長寿命化を主体とする取組を実施し、資産の最適な維持管理や活用を行うとともに、将来公債費を抑制していくことにより、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの財源を確保していく「資産・債務改革」を推進します。

| 具体的な取組 | 内容 |
|----------|---|
| 施設の長寿命化 | 施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。 |
| 資産保有の最適化 | 稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、行政ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。 |
| 財産の有効活用 | 財産活用の手法・対象の更なる拡大を図ることにより、財政効果のみならず、様々な本市施策の推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果創出に向けた財産の有効活用を推進します。 |

(6) 入札・契約制度改革

本市の入札・契約制度は、公正な競争が行われる環境整備を前提とし、不正行為の排除、市内中小企業者の受注機会の増大等に努めてきました。

公共工事においては、その品質を確保するために、価格だけではなく、事業者の施工能力、信頼性・社会性・地域性を総合的に評価する総合評価一般競争入札を2007（平成19）年度から実施しています。

2011（平成23）年度には、公共事業に携わる労働者の適正な労働条件を契約条項として確保することにより、公共事業の品質を確保することを目的として、川崎市契約条例を改正し、指定都市では初めてとなる「公契約制度」を導入し、制度が有効に機能するよう履行の確認と違反防止に努めています。

また、2013（平成25）年度には、市と災害協定を締結していることを参加条件とした入札を実施し、いざというときに頼りになる地元企業を大切にする仕組みづくりに努めています。

現在、国においては、公共工事の担い手確保対策を重点とした大規模な制度改革の検討が行われるなど、入札・契約制度は大きな転換期にあります。

本市においても、公正な競争の促進を前提としながらも、地域に貢献する事業者へのインセンティブ発注やダンピング受注の防止など、地元企業が受注しやすい環境づくりをさらに進めるとともに、公契約制度の的確な運用や、総合評価一般競争入札の充実、障害者雇用等の本市施策との連携など、地域経済の健全な発展を図り、優良な市民サービスの提供につながるよう入札・契約制度改革を推進していきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|-------------|--|
| 多様な入札制度の実施 | 価格だけでなく、技術力や社会貢献度等を総合的に評価する総合評価方式など、多様な入札・契約制度を検討し、実施します。 |
| 公契約制度の的確な運用 | 市との工事請負契約や業務委託契約に従事する労働者の賃金最低額を契約条項とすることにより、品質を確保することを目的とした、川崎市契約条例に定める「公契約制度」を的確に運用します。 |

(7) 資金の調達と運用の安定化・効率化

地方分権が進展する中、近年、地方債協議制度において民間資金債に係る届出制度が導入されるなど地方債に関する制度が大きく見直されてきており、地方公共団体の自主・自立性を高める観点から、多様かつ機動的な資金調達を行うことが可能となってきています。とりわけ、本市のような大都市においては、財政融資資金などの公的資金が縮減・重点化される一方で、市場公募や銀行等引受による民間資金の拡大が進んでおり、これまで以上に民間資金の調達と資金運用の安定性・効率性を向上させることが重要な課題となっています。

本市の一般会計における2012（平成24）年度末の市債の残高は9,902億円であり、この償還に充てるための減債基金の残高は1,374億円となっていますが、今後も臨時財政対策債の影響などによりこれらの残高は増嵩すると推計しています。現在のところ、国内公共債市場で地方債は安定して消化されているものの、市場環境は常に変化しており、今後とも安定消化が続くとは限りません。こうしたことから、今の段階から、資金の調達と運用手法の多様化を始め、金融市場の動向や変化に適時・的確に対応するための様々な対策を講じていく必要があります。

このため、2013（平成25）年度に「戦略的資金管理推進検討委員会」を設置し、資金の調達と運用の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応について検討を行いました。今後は、当委員会における検討結果を踏まえ、将来にわたる健全で適切な財政運営を確保するための戦略的な取組を推進していきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|----------------|---|
| 資金調達の戦略的な取組の推進 | 銀行等引受債、変動金利債、外債など多様な資金調達手法の効果的な活用を推進し、資金調達の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。 |
| 資金運用の戦略的な取組の推進 | 基金の運用においては、資産と負債を総合的に管理し、資金運用の確実性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。 |

(8) 特別会計の健全化

本市の予算は、一般会計のほかに、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合で、より収支を明確にするなど一般会計とは区別して経理する必要がある場合に、特別会計を設置しています。

特別会計の中には、一般会計からの繰入金を活用して事業を行っている会計もありますので、再度、特定の収入に応じた特定の事業の推進という原点に立ち返り、事業の必要性や妥当性を検証しながら、執行体制の見直し、債権確保策の一層の強化などを行い、引き続き市民生活に必要な公共サービスを効率的・効果的に提供するための、施策・制度・体制の再構築を進めます。

また、高齢化の一層の進展に伴い増加する後期高齢者医療費や介護保険事業費などについては、一般会計で行う予防事業と連携しながら、その増加の抑制に取り組んでいきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|--------------|--|
| 競輪事業特別会計 | <p>2016（平成28）年度末に完了を予定している施設のコンパクト化を踏まえ、事業の収益性の向上と開催業務の効率化を進めるとともに、川崎富士見球技場等の各施設や富士見公園全体と連携した魅力向上により集客の増大を図り、一般会計への安定した繰出しを行います。また、包括的な外部委託等の民間部門の活用に向けた検討を進めます。</p> |
| 卸売市場事業特別会計 | <p>事業全体の必要性や妥当性、卸売市場のあり方を再度検証し、今後の市場運営の指針となる「（仮称）川崎市卸売市場経営プラン基本方針」を策定した上で、企業会計的手法等の導入により、運営に関する見直しを進め、財政の健全化を図ります。</p> <p>南部市場は、2014（平成26）年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営及び市場活性化対策等の業務を民間が担うことにより、市場運営の効率化を推進します。北部市場は、青果卸売業者の合併に伴う取扱高増大の契機をいかし、事業用定期借地権方式の活用など民間活力の導入に機動的に対応し、市場使用料や財産貸付収入などの確保を図ります。</p> |
| 国民健康保険事業特別会計 | <p>医療保険制度改革や国民健康保険財政運営の県域化等を見据え、国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、賦課割合や賦課方式、軽減・減免制度のあり方など適切な見直しを進めます。また、初期末納対策や高額・長期滞納者への滞納処分を強化するなど、更なる債権確保の取組を推進し、保険料収入率向上を図ります。</p> |

4 公営企業の経営健全化

(1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業

水道事業及び工業用水道事業については、「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」を踏まえた2013（平成25）年度策定の中期計画に基づく、水道事業のダウンサイジングに伴う施設再編に合わせて、執行体制の見直しを進めます。

また、将来需要に見合った給水能力への見直しを踏まえ、中長期的な視点に立った適切な資産管理により、計画的・効率的な施設の改築・更新や維持管理・運営を進めます。

一方、将来にわたって安全・安定給水を確保するため、技術・技能の継承や災害等の緊急時における突発的な対応を踏まえ、必要な直営体制を維持しつつ、民間活用も図り、効率的な執行体制を目指します。

具体的には、浄水機能の集約化に伴う浄水場の再構築を進め、県内の水道事業者との広域的な連携の強化、施設の維持管理業務の委託化など、浄水部門における執行体制の見直しを進めます。また、給・配水工事部門においては、漏水事故など緊急時の迅速な対応を確保しながら、現場作業を直営で行う必要がある業務と委託化等が可能な業務に仕分けをし、委託化等を進めていきます。

下水道事業については、2013（平成25）年度策定の「下水道事業中期計画」に基づき、浸水対策や地震対策、さらには高度処理などの環境対策等を計画的に進めるとともに、老朽化した施設の更新・維持管理については、長寿命化を考慮しながら進めることなどで、建設投資の平準化を図り、企業債未償還残高の縮減を進めます。

また、運転管理業務の委託化が既に実施されている入江崎総合スラッジセンター及び加瀬処理区内ポンプ場以外の施設についても、これまでの委託化の事例を検証しながら、市民生活の安全・安心の確保や、非常時の業務継続体制の確保を前提に、職員の技術継承とともに委託可能な業務については民間活用を進め、事業運営の効率化を図ることで、下水道経営の健全化に取り組みます。

水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に共通して、東日本大震災後の状況を踏まえた災害に強い施設や管路・管きよの整備・更新や耐震化を進めます。また、2010（平成22）年度に設置された上下水道局については、引き続き局再編の効果を発揮できるよう、更なる組織のスリム化、業務の効率化、執行体制の見直しなどの行財政改革を推進するとともに、お客さまサービスの向上に取り組むことで、より一層の経営の健全化に努めます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づく施設・組織の再編 | <p>中期計画に基づき、水道施設及び工業用水道施設の再編を進めるとともに、再編に合わせて執行体制の見直しを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生田浄水場（水道事業）の廃止（2016（平成28）年4月） |
| 給・配水工事部門の現場作業の委託化・請負化 | <p>給・配水工事部門の現場作業の一部について、老朽管対策への対応や、緊急時の即応体制の確保と技術・技能の継承を図りながら、委託化・請負化等に向けた取組を段階的に進めます。</p> |
| 下水処理施設の運転・点検業務の委託化 | <p>下水処理施設の運転・点検業務について、緊急時の即応体制の確保と職員の技術の継承を図りながら、これまでの委託化の検証結果を踏まえ、他の施設についても民間活用の可能性を精査し、委託化の適切な拡充に向けた検討を進めます。</p> |
| 上下水道局における効率的な組織整備の推進 | <p>上下水道局の組織体制について、2010（平成22）年度に行った局再編の効果がより発揮されるとともに、持続的な経営基盤の確立を目指した効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。</p> |

(2) 自動車運送事業

市バス事業は市域全体を営業エリアとして、市域における路線バス乗車人員の約4割のシェアをもって市民生活を支えるサービスを担い、民営バス事業者とともに、市内に充実した路線網を形成し、通勤・通学や移動手段を持たない高齢者など、市民の日常生活を支える身近な公共交通機関として大切な役割を果たしています。

また、本市のまちづくりや福祉、環境施策などと連携・協力を行うとともに、公共施設への接続や、民営バス事業者が参入しない地域におけるバス運行の確保などに努め、公営企業として重要な役割を果たしています。

こうした市バスサービスを安定的に提供していくために、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度を計画期間とする経営健全化計画「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」に基づき、営業所の管理委託や路線再編等、経営改善に取り組むとともに、輸送の安全に関する教育・指導の充実やお客様満足度の向上に向けた快適なバス待ち空間の整備など、様々な取組を実施してまいりました。

2014（平成26）年度に第6次となる経営健全化計画を策定し、事業基盤の充実を図るとともに、労働の生産性及び運行の効率性の向上を行い、新たな経営改善策に取り組めます。また、安全な輸送サービスを第一の使命としつつ、安心・快適な移動空間を充実し、お客様に満足いただける質の高いサービスの提供に努めます。

これらの取組状況を踏まえ、今後のバス需要や社会経済環境の変化等に対応する市バス事業のあり方や事業手法について検討していきます。

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------------|---|
| 人材の確保と育成 | 高齢化の進む運転手や整備職について、今後も多くの退職者が見込まれており、市バス事業を安定的に運営するため、正規職員の計画的な採用を行うとともに、公募非常勤嘱託職員等の効果的な活用を図ります。 また、運輸安全マネジメントに基づく取組の充実・強化、お客様の声を反映させた事業運営、職員の意識改革の取組や、より効果的な研修を実施していきます。 |
| 労働の生産性向上 | 業務執行体制について、1か月単位の変形労働時間制を導入し、乗務計画を整備することにより、労働の生産性を向上させ、総人件費の抑制を図ります。 |
| 市バス営業所業務の管理委託の活用 | 営業所業務の管理の委託については、今後の輸送需要に対応できるよう管理委託規模の拡大等の検討を進めます。 |

| 具体的な取組 | 内容 |
|------------|--|
| 事業基盤の維持・充実 | 施設の老朽化が進む営業所について、市バスネットワークを維持するための事業基盤であることから、長寿命化の推進や建て替えに向けた取組を進めます。 |

(3) 病院事業

2012（平成24）年3月に策定した「第3次川崎市病院事業経営健全化計画」に基づき、公立病院としての使命と役割を果たし、安全・安心で良質な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めます。あわせて、高齢化や医療技術の進歩に伴う市民の医療ニーズの多様化・高度化が進行していることを踏まえ、救急医療を始めとした政策的医療、小児・周産期医療や高度・特殊医療などを着実に提供するため、救急医療機能の拡充や井田病院への「7対1」看護配置基準の導入など、医療サービス提供体制の充実・強化に向けた医療人材の適正配置についての取組を進めます。

また、2014（平成26）年度中に総務省が新たに策定する「公立病院改革ガイドライン」や、都道府県に策定が義務付けられる「地域医療ビジョン」の動向等を踏まえながら、更なる経営健全化を推進します。

| 具体的な取組 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 安定した経営基盤に基づく適切な医療提供体制の構築と人材の確保・育成 | 経営の健全化による安定した経営基盤に基づいて、国の医療政策や医療の高度化・専門化に対応した医療提供体制を構築するとともに、市民の医療ニーズに的確に対応するため、医師、看護師、その他医療技術職、事務職等の人材の確保及び育成の取組を進めます。 |
| 救急医療体制の充実 | 川崎病院、井田病院について、救急搬送患者の受入を拡充するため、救急医療体制の充実に向けた取組を進めます。 |
| 「7対1」看護配置基準の導入 | より良質な看護サービスを提供する「7対1」看護配置基準について、既に導入した川崎病院における取組を継続するとともに、井田病院では2015（平成27）年度の再編整備後の導入に向けた取組を進めます。 |
| 井田病院改築に伴う診療体制の再構築 | 井田病院の診療体制について、病院の改築に合わせて、再構築に向けた取組を進めます。 |
| 多摩病院の効率的な運営 | 多摩病院の病院運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。 |

上記1～4の取組を着実に進め、行政需要の増大に的確に対応しながらも、効率的かつ効果的な行政体制の構築に取り組むことで、結果として、2か年の対象期間で300人程度の職員削減を見込んでいます。なお、新たな行政需要への対応や地方分権改革の進展の状況などにより増減します。

【内訳】

- | | | |
|-----|--------|--|
| 増要素 | 200人程度 | (病院事業における「7対1」看護配置基準の導入、障害者支援の充実、学校施設の長寿命化等) |
| 減要素 | 500人程度 | (保育所の民営化、指定管理者制度の導入、廃棄物収集・処理業務の委託化、水道事業の再構築による執行体制の見直し等) |

第3章 出資法人の経営改善の推進

本市では、市民ニーズの多様化が進展する中で、民間の資金、人材、経営ノウハウなどを活用することで、市が直接実施するよりも、効率的かつ柔軟な公共サービスの提供が期待される場合などに、出資法人を設立し活用してきました。

その一方で、NPO法人などの民間事業者の充実による公共サービスの新たな提供主体の出現や指定管理者制度の導入、さらには公益法人制度改革への対応など、出資法人をとりまく環境は大きく変化しています。こうした状況に対応するため、これまで、出資法人が担ってきた役割や事業を検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施するとともに、法人自らが経営上の課題を認識し、経営改善に取り組むことなどにより、自立的な経営を促進してきました。

今後も、これまでの取組を着実に進めるとともに、本市が期待する事業効果を出資法人が確実に発揮するために、引き続き、法人のあり方や事業の必要性を検証しながら、設立目的が既に達成されていたり、あるいは事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合には、統廃合を含めた見直しを検討していくとともに、経営改善など自立的な経営に向けた取組を推進します。

1 出資法人の自立的な経営の促進

出資法人は、社会環境の変化に的確に対応しながら、本市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するために、内部統治（ガバナンス）が確立された自立的な主体であることが求められます。そこで、今後も、法人自らが経営上の課題を認識し、経営改善を進める仕組みを活用していきます。

また、本市は各法人が実施する経営改善に係る取組を点検することにより、法人事業の必要性や法人の役割を検証しながら、財政的・人的関与の適正化を進めるなど、法人の自立化に向けた取組を進めます。

- ② 本市が資本金等の 50%以上を出資している法人
- | | |
|----------------|-------------------|
| (公財)川崎市国際交流協会 | (公財)川崎市文化財団 |
| かわさき市民放送(株) | 川崎冷蔵(株) |
| (公財)川崎市産業振興財団 | (公財)川崎・横浜公害保健センター |
| (公財)川崎市身体障害者協会 | (公財)川崎市看護師養成確保事業団 |
| (一財)川崎市まちづくり公社 | (公財)川崎市公園緑地協会 |
| 川崎臨港倉庫埠頭(株) | (公財)川崎市消防防災指導公社 |
| (公財)川崎市学校給食会 | (公財)川崎市生涯学習財団 |
- ③ 本市が資本金等の 25%以上 50%未満を出資している法人（「川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例」に定める法人）
- | | |
|---------------|-------------------|
| (公財)川崎市スポーツ協会 | (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| 川崎アゼリア(株) | (公財)川崎市シルバー人材センター |
| みぞのくち新都市(株) | (株)川崎球場 |
| かわさきファズ(株) | |

そこで、上記の法人について、それぞれの法人事業の必要性や法人の役割を検証し、各法人の状況に応じた法人のあり方や事業手法の見直しを進めるとともに、期待されている役割とそれを効率的かつ効果的に果たしていくために取り組むべき課題を把握し、改善に向けた取組を推進します。

また、上記以外の法人で、これまでの行財政改革の取組の中で、継続して取組を進めてきた法人についても、本市の施策や財政的・人的関与の状況、取組の継続性の観点等を踏まえ、このプログラムにおいて取組を推進します。

I. 解散に向けた調整を進める法人

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|---------|--|
| (株)川崎球場 | <p>【法人の役割】 当法人は 1951（昭和 26）年から川崎球場の管理運営を行ってきました。1992（平成 4）年にプロ野球が撤退した後も、アメリカンフットボールを中心に、サッカーやフットサル及びラクロスなど、多目的な施設として管理運営し、川崎市内におけるスポーツの発展及び振興を図り、スポーツを通じて魅力ある川崎のまちづくりに寄与しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 川崎富士見球技場（川崎球場）については、現在、新スタンドの設置等の工事を実施しており、工事終了後の 2015（平成 27）年度から、民間活力の導入による利用者サービスの向上や効率的な維持管理等を目的に、指定管理者制度導入に向けた取組を進めています。</p> <p>指定管理者制度導入後においては、法人の事業基盤に大きな影響が生じること等を踏まえ、解散に向けた調整を進めます。</p> |

Ⅱ. 施策展開に合わせて事業手法等の検討を進める法人

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|-------------------|--|
| (公財)川崎市産業振興財団 | <p>【法人の役割】 市の産学官ネットワークの中間支援組織や市内中小企業者支援のワンストップサービス窓口等の役割を果たしながら、企業間の情報交流の促進及び人材育成等を行うことにより、市内の産業の高度化と地域産業の振興を図っています。</p> <p>また、文部科学省の「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」として 2013（平成 25）年に採択された「（仮称）ものづくりナノ医療イノベーションセンター」事業を開始することにより、先端的な医療分野等における研究開発を推進していきます。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 「（仮称）ものづくりナノ医療イノベーションセンター」の機能を活用した効率的かつ安定的な事業運営の実現に向けて、これまでの法人の役割や個々の事業の有効性及び効率性を検証し、事業手法の見直しを含めて検討を進めます。</p> <p>また、本市以外からの収入の増加や経費削減等の取組を推進することによって、引き続き経営改善の取組を進めます。</p> |
| (公財)川崎市看護師養成確保事業団 | <p>【法人の役割】 当法人は、市、川崎市医師会、川崎市病院協会及び川崎市看護協会と提携及び協調の下に、准看護師を看護師に養成する専門学校を運営するとともに、看護職の資質向上事業等を実施することにより、市域における医療供給体制の充実を図ります。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 神奈川県において准看護師の養成を停止する方針が出されていることを踏まえ、これまでの法人事業の有効性及び効率性を中長期的な観点で検証し、市の医療政策に資する法人事業のあり方について検討を進めます。</p> |
| (公財)川崎市公園緑地協会 | <p>【法人の役割】 市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援及び育成の推進等により、緑の保全と緑豊かなまちづくりの推進及び普及啓発、公園緑地の円滑な運営及び健全利用の促進を図っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 「緑の基本計画」に基づく市民協働による緑のまちづくりの推進に係る取組や、大規模な公園緑地へのパークマネジメント（総合的な公園の魅力づくりや利便性の向上、経営の効率化を目的に、指定管理者制度を活用した一体的・横断的な管理の仕組み）の導入に係る取組の進捗を踏まえ、現在の法人の役割や事業の有効性及び効率性、財務状況等を中長期的な観点で検証し、法人事業の再構築について検討を進めます。</p> |

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|---------------|---|
| 川崎臨港倉庫埠頭(株) | <p>【法人の役割】 川崎港の利便性の向上や利用促進に向けて、川崎港で活動する中小港湾運送事業者等に保管施設を提供し、海運貨物の保管需要に対応するとともに、「川崎港千鳥町再整備計画」に合わせて倉庫の建て替えを実施すること等により、港湾物流機能の高度化に寄与しています。</p> <p>また、法人が国の特例港湾運営会社に指定され、2014（平成26）年4月から川崎港コンテナターミナルの指定管理者としての業務を開始するなど、今後、本市とともに、川崎港、東京港及び横浜港の連携施策の一翼を担っていきます。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 川崎港コンテナターミナルの指定管理業務を市と連携して実施しながら、海運貨物の保管事業と高い相乗効果を発揮する事業運営手法について検討を進めるとともに、港湾運営会社の設立に向けた検討など三港連携施策の進捗に応じて、法人組織のあり方や体制等について検討を進めます。</p> |
| (公財)川崎市学校給食会 | <p>【法人の役割】 市立小学校等の学校給食に関して物資の調達等の業務を行い、児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進する役割を担っています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 本市において検討を進めている中学校完全給食実施に向けた取組を踏まえ、学校給食物資調達に係るこれまでの法人の役割を検証し、中学校完全給食実施後の法人の役割や物資の調達の具体的な手法等について検討を進めます。</p> <p>また、新たな役割に対応する運営体制の構築に向けた検討を進めます。</p> |
| (公財)川崎市生涯学習財団 | <p>【法人の役割】 シニア活動支援事業、NPO法人との協働運営による「かわさき市民アカデミー」事業及び青少年地域間交流事業など幅広い分野の事業を実施するとともに、生涯学習情報の提供を行い、市における生涯学習社会の実現に向けた施策に寄与しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 地域ぐるみで子どもの教育や学習をサポートし多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりに向けた本市の取組を踏まえ、法人が実施している生涯学習の成果を学校支援などに活用する事業等の有効性及び効率性を検証するとともに、指定管理施設の指定動向等を踏まえながら、市の生涯学習施策における今後の法人の役割や組織体制のあり方について検討を進めます。</p> |

Ⅲ. 事業の有効性・効率性の向上及び経営改善を進める法人

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|------------------|--|
| (公財)川崎市国際交流協会 | <p>【法人の役割】 市民及び外国人のための情報提供や、国際理解及び多文化共生のための事業を実施するとともに、民間交流団体やボランティアの活動を支援する事業を展開することで、市民による国際交流を推進する役割を担い、国際相互理解と国際友好親善に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 川崎市国際交流センターの利用促進による利用料収入の増加や経費削減等に取り組むなど、指定管理事業の効率性の向上に向けた取組を進めます。</p> <p>また、市民による自主的な国際交流活動を促進する支援組織としての役割を効果的に担っていくために、民間交流団体等の活動状況を踏まえながら、中長期的な観点で、事業計画等の見直しや職員のスキル向上に向けた取組を進めます。</p> |
| 川崎市土地開発公社 | <p>【法人の役割】 「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を先行取得することなどにより、良好な都市環境の計画的整備に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 短期貸付等による保有資産の有効活用や金利負担の軽減に向けた資金調達手法の見直しについて検討するなど、公共用地の取得に効率に対応するための経営の合理化に向けた取組を進めます。</p> <p>また、長期保有土地を計画的に削減するとともに、公共用地の新規取得については、おおむね5年以内の事業化の確実性等を検討した上で決定するなど、経営の安定化に向けた取組を進めます。</p> |
| (公財)かわさき市民活動センター | <p>【法人の役割】 全市・全領域的な市民活動の中間支援組織として、また、こども文化センター及びわくわくプラザの指定管理者として、誰もが生き生きと暮らせ、安心して子育てができるまちづくり施策の一翼を担っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 地域との連携を深めながら、市民活動支援並びにこども文化センター及びわくわくプラザの指定管理者としての業務をより効率的かつ効果的に実施していくために、中長期的な観点で事業運営の中核を担う人材の育成及び組織体制の整備に向けた取組を進めます。</p> |

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|------------------|---|
| (公財)川崎市文化財団 | <p>【法人の役割】 音楽ホールや劇場等の文化施設を管理運営し、市民の文化活動の振興を図る事業を実施することで、文化芸術の創造を促進し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 法人が管理運営する文化施設において、来場者数の増加や自己収入の確保等による事業の有効性及び効率性の向上を図るため、施設やイベントの認知度を高める効果的な広報等を検討及び実施します。</p> <p>また、市民のニーズと市民文化の創造を促進するための各種事業をマッチングさせていく手法について検討を進めます。</p> |
| (公財)川崎市スポーツ協会 | <p>【法人の役割】 スポーツに関する指導者及び組織の育成を図るとともに、アマチュアスポーツ団体相互の緊密な連携を図る役割を担うことで、スポーツ文化の普及、振興及び競技スポーツの強化等を推進しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 法人による独自のスポーツ事業等への参加促進など事業効果の向上につながる取組を進めるとともに、イベント等の内容や性質に応じて適切な受益者負担を求めるなど、市の財政支出に頼らない効率的かつ自立的な事業運営に向けた検討を進めます。</p> <p>また、川崎市体育館の指定管理期間の終了（2014（平成26）年12月）に伴い、組織体制の見直しなどの対応を進めます。</p> |
| かわさき市民放送(株) | <p>【法人の役割】 川崎市におけるコミュニティ放送として、広域ラジオやテレビ等ではカバーすることのできない、きめ細かい地域情報の発信や災害時の情報提供等の役割を担っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 民間からのスポンサー収入の増加に向けて、より効果的な広告手法等を検討するとともに、地域コミュニティの形成に資する番組内容の充実や異種メディアとの連携等を図りながら、聴取者の拡大及び収益の確保策について検討を行うなど、経営の安定化に向けた取組を着実に進めます。</p> <p>また、安定した放送事業の実施に向けて、中長期的な観点で老朽化した放送機材の更新を計画的に進めます。</p> |
| (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 | <p>【法人の役割】 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 ひとり親世帯が求める支援等のニーズを法人の会員の枠を越えて広く把握分析し、法人の収支状況を踏まえた効果的な事業展開について検討を進めます。</p> <p>また、新たな事業展開の方向性に最適な法人組織のあり方や体制等について、中長期的な観点で検討を進めます。</p> |

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|-------------------|---|
| 川崎市信用保証協会 | <p>【法人の役割】 信用保証協会法に基づく法人として、市内中小企業の円滑な資金繰りのための信用保証制度の中核的な役割を担っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 中小企業金融円滑化法の期限到来後の景気動向等を踏まえ、健全な収支バランスが保たれた経営を確保するために、引き続き債権の期中管理及び回収体制の強化、経費削減や経営の透明性を高める取組等を進めます。</p> |
| 川崎アゼリア(株) | <p>【法人の役割】 川崎駅周辺のイメージアップや集客、回遊性の向上を図るための核となる商業施設「アゼリア」を運営するとともに、安全で快適な公共地下歩道の提供及び地下駐車場の運営を通じて、駅周辺の利便性の向上に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 2013（平成 25）年度に策定し公表した中期経営計画に基づき収益向上と経費削減を進めるとともに、川崎駅前広場再編整備事業の影響や川崎駅北口自由通路整備による今後の経営環境の変化等を踏まえ、戦略的な事業展開や計画的な大規模修繕について検討するなど、経営安定化に向けた取組を進めます。</p> |
| 川崎冷蔵(株) | <p>【法人の役割】 食の安全・安心が求められる中、北部市場において欠かせない冷凍・冷蔵貯蔵保管機能を提供する役割を担うことで、市民の食生活の安定及び向上に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 2010（平成 22）年度に策定した中長期的な経営計画に基づき、市や関係金融機関等によるモニタリングの下、入出庫料の改定や経費の削減による利益向上策を継続実施するとともに、場内事業者に対する需要の掘り起こしや、場内事業者が利用しない場合には空き室を市場外事業者へ貸し出して売上拡大を図るなど、公共性の保持を前提に、企業的創意と工夫により売上の確保を図りながら、債務超過の解消と経営の安定化に向けた取組を着実に進めます。</p> |
| (公財)川崎・横浜公害保健センター | <p>【法人の役割】 公害病被認定者の健康回復及び福祉の向上に資する事業を実施するとともに、広く市民の大気汚染に係る健康被害の予防を推進する役割を担っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 公害病被認定者の減少に伴う検査・検診業務の縮小傾向を踏まえ、健康被害の予防事業に関する市民ニーズを把握するとともに、中長期的な観点で運営体制の見直しや設備修繕を計画的に進めるなど、事業を確実に継続していくための取組を進めます。</p> |

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|-------------------|--|
| (公財)川崎市シルバー人材センター | <p>【法人の役割】 シニア世代の能力をいかした活力ある地域社会の実現に向けて、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら、シニア世代の生きがいにつながる就業機会を提供する役割を担っています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 増加傾向にある登録会員により多くの就業機会を提供するため、企業や地域の多様なニーズを調査・把握し、登録会員のスキルや希望等を踏まえ、受注に向けて検討・調整するなど、事業効果の向上に向けた取組を進めます。</p> <p>また、国の制度改正に伴い、法人の無料職業紹介事業のあり方について検討を進めるとともに、2014（平成26）年度から開始する葬祭場の指定管理者としての業務を効率的かつ効果的に実施する体制を整えます。</p> |
| (公財)川崎市身体障害者協会 | <p>【法人の役割】 市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を実施し、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上の推進に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 身体障害者が求める支援等のニーズについて会員の枠を越えて把握分析するとともに、現在の法人事業の有効性及び効率性を検証し、法人の収支及び資産の状況を踏まえた効果的な事業展開について検討を進めます。</p> <p>また、新たな事業展開の方向性に最適な法人組織のあり方や体制等について、中長期的な観点で検討を進めます。</p> |
| (一財)川崎市まちづくり公社 | <p>【法人の役割】 都市環境に適した施設等の整備、管理運営、相談及び情報提供など、市の良好な都市環境の形成に係る施策を補完する役割を担うことで、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、市民生活の向上に寄与しています。</p> |
| | <p>【取組の概要及び方向性】 2013（平成25）年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、市のまちづくり施策の進捗を踏まえた新たな役割を引き続き検討していくとともに、法人が所有する都市諸施設を計画的に修繕することにより施設の魅力を維持保全して入居者の確保につなげるなど、債務の早期返済と事業の安定運営の継続に向けた取組を着実に進めます。</p> |

| 法人名 | 法人の役割・取組の概要及び方向性 |
|-----------------|--|
| 川崎市住宅供給公社 | <p>【法人の役割】 住宅を必要とする市内の勤労者等に対し、居住環境の良好な集団住宅等を供給するとともに、市の住宅施策に合わせた先導的な住宅事業を推進するなど、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 2011（平成 23）年度に策定し公表した中長期経営計画を踏まえ、今後の事業展開を担う人材の育成を計画的に実施しながら、着実に事業を運営します。</p> <p>また、2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度までの 5 年間における市営住宅の管理代行については、適切かつ効率的な管理が行われていることを確認するために、モニタリング及び評価を実施します。</p> |
| みぞのくち新都市(株) | <p>【法人の役割】 溝口駅北口の再開発に伴い、1997（平成 9）年に完成した再開発ビル「ノクティ」を地域と調和させながら適切に管理運営することにより、溝口駅周辺地区の商業振興や地域コミュニティの発展に寄与しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 2013（平成 25）年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、収益向上と経費削減を進めることにより事業効率の向上を図るとともに、周辺の商業集積地の動向等を把握しながら、引き続き着実に事業を運営します。</p> |
| かわさきファズ(株) | <p>【法人の役割】 東扇島総合物流拠点地区における物流機能の高度化の核となる大規模物流施設の管理運営を実施する役割を担うことで、川崎港における港湾物流機能の高度化に寄与しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 2013（平成 25）年度に策定し公表する中長期経営計画に基づき、効果的な営業活動等を実施することで、加工型テナントの入居を促進し、物流機能の高度化と経営の安定化に向けた取組を進めます。</p> <p>また、黒字決算を継続し、累積損失の解消を着実に進めます。</p> |
| (公財)川崎市消防防災指導公社 | <p>【法人の役割】 消防防災に関する普及啓発や調査研究、防災関係者の指導育成等の市の消防施策を補完する役割を担い、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減に寄与しています。</p> <p>また、東日本高速道路株式会社との業務協定に基づき、東京湾アクアラインの消防車両及び資機材の保守管理事業を実施しています。</p> <p>【取組の概要及び方向性】 消防防災に関する市民や市内の事業者等のニーズを調査・把握するとともに、現在の法人事業の有効性及び効率性を検証した上で、事業の性質に応じて適正な受益者負担を求めるなど、事業の自立性・継続性の観点から収益向上策について検討を進めます。</p> <p>また、東京湾アクアラインの消防車両及び資機材の保守管理事業に係る事業資金を中長期的な観点で安全、確実かつ計画的に運用します。</p> |

第4章 今後取組を進めるべき課題

1 市民サービスの見直し

少子高齢化の進展などにより市民ニーズは更に増大・多様化していくことが見込まれる中で、持続可能な社会を構築していくためには、様々な状況の変化により効果が減少した施策・事業については見直しを図り、持続可能な行財政基盤を確立することが不可欠です。

次の項目については、これまで計画的に取り組んできた見直しを継続的に進めるとともに、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら取組を進めていきます。

① 社会環境の変化に伴う施策の再構築

今までの施策の目的や手法の前提となる環境に変化があった場合には、より効率的・効果的に施策目的を達成できるよう、施策対象や提供手法の見直しを進める必要があります。社会経済状況の変化や国の制度変更等環境の変化に合わせて、費用対効果や必要性を検証した上で、市民サービスの見直しを進めるとともに、必要な施策展開を図り、持続可能な市民サービスの再構築を進めます。

また、補助・助成金については、市民や各種団体への支援を通じて、地域の公益目的を達成する有効な手法であることから、引き続き客観的な視点から役割や費用対効果を検証しながら、適正な運用を図ります。

なお、2014（平成26）年4月から消費税率が引き上げられますが、増収分については、社会保障の充実と安定化のための財源として国民に還元し、官の肥大化には使わないとされています。本市においても、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増額が見込まれますが、今後も増加が見込まれる社会保障関係経費の財源として活用し、子ども・子育て支援や医療・介護制度の充実と安定化に的確に対応していく必要があります。

② 受益と負担の適正化

それぞれの市民が受ける公共サービスに相違がある場合には、納税という形でコスト負担をしている市民との公平性や公正性を確保する必要があり、公共サービスを利用する市民には、その提供に要した費用の適正な負担が求められます。

公共サービスの種類は、道路や公園の維持管理など、ほとんどの市民が日常生活で必要とするサービスであって市場原理では提供されにくいものから、スポーツ施設の管理運営など特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の

サービスが存在するものまで多岐にわたっています。公共サービスそれぞれの目的や機能を検証し、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するという「受益者負担の原則」の下、公費負担と受益者負担の割合を見直していく必要があります。

そのため、これらの公共サービスに係る使用料等について、消費税率引上げを踏まえて、全庁的な基準を策定し、施設運営やサービス提供に係る原価の算定を行い、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間部門での同種のサービスの提供状況などの視点から性質別に分類した上で、適切な時期に改定できるよう検討を進めます。

③ 多様な主体の連携による地域課題の解決

町内会・自治会、NPO法人などの市民活動団体や企業、大学などの多様な主体が地域の課題などに対して連携して取り組むなど、その活動の領域は広がりを見せています。

また、地域では、元気で経験や知識が豊富なシニア世代の方々を始め、多様な人材がその能力をいかして様々な地域活動に参加し、活躍しています。

このような地域に根ざして公益的な活動を行う市民や企業、大学などが互いに連携し、円滑に活動できるような体制を整え、これまで行政が担ってきた公共サービスを広く多様な主体が担うことができる仕組みへと転換していくことが必要です。

2 公共施設における効率的な整備手法等の導入

公共施設や基盤施設の整備にあたっては、PPP⁴やPFI⁵など民間活力の導入効果を検証し、財政支出の圧縮・平準化等が見込めるものについて、積極的な活用を図ります。

また、施設や事業の目的に応じた必要な機能の確保に加え、環境への負荷やユニバーサルデザイン、市民利用の利便性にも配慮するとともに、維持管理経費などの将来的な負担を勘案した施設整備を図ります。

⁴ Public-Private Partnership：官民パートナーシップ

⁵ Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

第5章 財政運営の基本的な考え方

厳しい財政状況が見込まれる中であっても、増大し多様化する行政需要に的確に対応し、「最幸のまち」の実現に向けた施策を着実に推進するためには、持続可能な財政基盤の確立が必要であり、中長期的な視点に立った行財政運営を行うことが求められます。

2014（平成26）年度予算では、これまでの行財政改革プランにおける財政的な目標であった「減債基金からの新規借入れによらない収支均衡」を達成しましたが、予算とともに算定した収支見通しでは、2015（平成27）年度以降に収支不足が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くと見込まれます。

収支不足への対応を図り、引き続き財政の健全性を確保していくため、財政健全化判断比率等の財政指標とともに、プライマリーバランス⁶や市債残高等の推移に留意し、後年度の負担にも十分配慮した上で、事務事業の見直しを始めとする改革の取組や施策・事業の重点化等を一層推進するなど、財政健全化に向けた取組を着実に推進します。

図表 13 今後3年間の収支見通し（一般財源ベース）

| （単位：億円） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|
| | 予 算 | 推 計 | 推 計 |
| 市税 | 2,922 | 2,941 | 2,964 |
| その他 | 540 | 555 | 553 |
| 歳入計 a | 3,462 | 3,496 | 3,517 |
| 人件費 | 808 | 803 | 823 |
| 扶助費 | 565 | 581 | 599 |
| 公債費 | 679 | 698 | 706 |
| 投資的経費 | 136 | 152 | 143 |
| その他経費 | 1,274 | 1,306 | 1,338 |
| 歳出計 b | 3,462 | 3,540 | 3,609 |
| 収支額 c = a - b | 0 | -44 | -92 |

※性質分析は暫定値ですので、今後、金額は変わる可能性があります。

⁶ 基礎的財政収支：借入れを除いた税収などによる収入と、借入れに対する元利払いを除いた支出とのバランスを示す指標

なお、将来の市債償還に備えて減債基金への積立てを確実に行ってはいますが、市債残高の増加は将来の財政の硬直化につながります。到来する人口減少期を見据え、市債残高の増加等が将来の過大な財政負担にならないよう十分配慮することが必要です。

図表 14 今後 3 年間のプライマリーバランス及び市債残高

| (単位：億円) | 平成26年度 予 算 | 平成27年度 推 計 | 平成28年度 推 計 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|
| プライマリーバランス | -42 | 34 | 153 |
| 市債残高 | 10,584 | 10,879 | 11,013 |
| 市債残高（減債基金積立額控除後） | 8,902 | 9,031 | 9,044 |

第6章 推進体制と進行管理

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部と、各局区室における行財政改革推進本部を活用します。

会議は、行財政改革に関する計画の策定や進行管理に関することを中心とした、市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

また、行財政改革推進本部を活用した進行管理に加えて、毎年度の取組結果について適切に公表し、多様な機会を通じて、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら改革を推進していきます。

川崎市行財政運営に関する改革プログラム

2014（平成 26）年 3 月

川崎市総務局行財政改革室

電 話：044-200-2050

ファックス：044-200-0622

メールアドレス：16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市